①都道府県	②市町村名	就学援助制度問い合わせ先（広報用）					7．新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護児童生徒）																				
		①部署名	②電話番号	③e-mail	④ウェブサイト	⑤その他（SNSなど）	（１）平成３０年７月時点の貴市区町村の実施状況について（各あてはまるもの１つに○）																				（２）（１）の補足 （小学校、中学校で内容が異なる場合は分けて記載）
							＜小学校＞①　実施・検討状況について				＜小学校＞② ①でアと回答…入学前支給を導入した時期 ①でイと回答…導入開始を検討（予定）している時期					＜中学校＞③　実施・検討状況について				＜中学校＞④ ③でアと回答…入学前支給を導入した時期 ③でイと回答…導入開始を検討（予定）している時期						
							ア．入学前支給を行っている。	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている。	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない。	エ．その他（内容を７．（２）に記入してください。）	ア．平成２８年度（平成２９年度新入学分）以前	イ．平成２９年度（平成３０年度新入学分）	ウ．平成３０年度（平成３１年度新入学分）	エ．平成３１年度（平成３２年度新入学分）以降	オ．未定	ア．入学前支給を行っている。	イ．入学前支給を行っていないが、現在検討はしている。	ウ．入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない。	エ．その他（内容を７．（２）に記入してください。）	ア．平成２８年度（平成２９年度新入学分）以前	イ．平成２９年度（平成３０年度新入学分）	ウ．平成３０年度（平成３１年度新入学分）	エ．平成３１年度（平成３２年度新入学分）以降	オ．未定	
30	30	30	30	30	28	0	13	13	4	0	0	12	10	2	2	22	4	4	0	4	17	4	0	1	0	
新潟県	新潟市	教育委員会事務局　学務課	025-226-3166	gakumu@city.niigata.lg.jp	https://www.city.niigata.lg.jp/		○					○				○				○						
新潟県	長岡市	教育委員会　学務課	0258-39-2239	gakumu@kome100.ne.jp	http//www.city.nagaoka.niigata.jp			○					○				○					○				
新潟県	三条市	三条市教育委員会　小中一貫教育推進課	0256-45-1112	ikkankyouiku@city.sanjo.niigata.jp	http://www.city.sanjo.niigata.jp/gakkyou/page00009.html			○					○				○					○				
新潟県	柏崎市	柏崎市教育委員会　学校教育課	0257-21-2366	gakkyo@city.kashiwazaki.lg.jp	https://www.city.kashiwazaki.lg.jp/gakuji/kyoiku/kyoiku/shugaku/1503030953.html			○					○				○					○				
新潟県	新発田市	新発田市教育委員会　学校教育課	0254-22-9532	gakokyoiku@city.shibata.lg.jp	http://www.city.shibata.lg.jp/			○					○				○					○				
新潟県	小千谷市	学校教育課　学事係	0258-83-3519	school@city.ojiya.lg.jp	http://www.city.ojiya.niigata.jp/		○						○				○					○				
新潟県	加茂市	学校教育課	0256-52-0080	gakkyo@city.kamo.niigata.jp	http://www.city.kamo.niigata.jp/index.htm				○										○							
新潟県	十日町市	子育て教育部　教育総務課　庶務係	025-757-3118	t-edu-somu@city.tokamachi.lg.jp	http://www.city.tokamachi.lg.jp/		○					○				○					○				
新潟県	見附市	教育委員会学校教育課	0258-62-1700	gakkyou@city.mitsuke.niigata.jp	http://www.city.mitsuke.niigata.jp/4681.htm			○					○				○						○			
新潟県	村上市	村上市教育委員会　学校教育課	0254-72-6882	info@city.murakami.lg.jp	http://www.city.murakami.lg.jp/soshiki/75/syuugaku-ennjyo.html		○					○				○				○						
新潟県	燕市	燕市教育委員会学校教育課	0256-77-8211	edu_gakkou@city.tsubame.lg.jp	http://www.city.tsubame.niigata.jp		○					○				○					○				
新潟県	糸魚川市	糸魚川市教育委員会事務局こども教育課	025-552-1511（内	kokyo@city.itoigawa.lg.jp	http://www.city.itoigawa.lg.jp/dd.aspx?menuid=5522		○					○				○					○				
新潟県	妙高市	こども教育課	0255-74-0037	kodomokyoiku@city.myoko.lg.jp	http://www.city.myoko.niigata.jp/		○					○				○				○					
新潟県	五泉市	新潟県　五泉市教育委員会　学校教育課	0250-43-3911	gakukyou@city.gosen.lg.jp	https://www.city.gosen.lg.jp/			○						○		○					○				
新潟県	上越市	上越市教育員会　学校教育課	025-545-9244	j-gaku@city.joetsu.lg.jp	http://www.city.joetsu.niigata.jp/			○					○			○					○				
新潟県	阿賀野市	学校教育課	0250-62-2790	gaku-kyou@city.agano.lg.jp	http://www.city.agano.niigata.jp		○					○				○					○				
新潟県	佐渡市	学校教育課	0259-66-4894	k-gakko@city.sado.niigata.jp	https://www.city.sado.niigata.jp/I_guide/c_stage/kyouiku/ap_01.shtml		○					○				○				○					
新潟県	魚沼市	教育委員会学校教育課	025-794-6072	gakkokyoiku@city.uonuma.lg.jp	http://www.city.uonuma.niigata.jp/			○						○		○						○			
新潟県	南魚沼市	南魚沼市教育委員会　学校教育課	025-777-3118	gakusyomu@city.minamiuonuma.lg.jp	http://www.city.minamiuonuma.niigata.jp/		○					○				○					○				
新潟県	胎内市	胎内市教育委員会　学校教育課	0254-47-2711	gakuji2@city.tainai.lg.jp	http://www.city.tainai.niigata.jp/kurashi/kyoiku/kyoiku/gakko/syuugakuenjo.html		○					○				○					○				
新潟県	聖籠町	聖籠町教育委員会　子ども教育課	0254-27-1965	e-gakkou@town.seiro.niigata.jp	http://www.town.seiro.niigata.jp/			○					○			○					○				
新潟県	弥彦村	教育課　子ども教育係	0256-94-1021	kyouiku@vill.yahiko.niigata.jp	http://www.vill.yahiko.niigata.jp			○					○				○						○			
新潟県	田上町	田上町教育委員会	0256-57-6114	t1141@town.tagami.lg.jp	http://www.town.tagami.niigata.jp				○										○							
新潟県	阿賀町	阿賀町教育委員会学校教育課	0254-92-2561	gakkokyo@town.aga.lg.jp	http://www.town.aga.niigata.jp/		○					○				○					○				
新潟県	出雲崎町	教育委員会教育課庶務学校教育係	0258-78-2250	syomugakou@town.izumozaki.niigata.jp	http://www.town.izumozaki.niigata.jp				○										○							
新潟県	湯沢町	子育て教育部教育課学校教育係（湯沢町教育委員会）	025-784-2211	kyouiku@town.yuzawa.lg.jp	https://www.town.yuzawa.lg.jp			○							○	○					○				
新潟県	津南町	教育委員会子育て教育班	025-765-3118	kyoiku@town.tsunan.lg.jp	http://www.town.tsunan.niigata.jp/site/kyoiku/yohogo.html		○					○				○					○				
新潟県	刈羽村	教育委員会教育課	0257-45-3933	kyouiku@vill.kariwa.lg.jp	http://www.vill.kariwa.niigata.jp/			○					○			○					○				

①都道府県	②市町村名	（３）①でアを選択した場合 小学校入学前の者に対する周知方法（あてはまるもの全てに○）						（４）カの内容	（５）（１）①③でアを選択した場合 支給した（する）時期（複数該当する場合は最も早い時期に○）								（６）（１）①③でウを選択した場合 入学前支給実施に向けての課題（複数可）					（７）（６）オの内容	（８）（１）①③でアを選択した場合，入学前支給後の転居等，入学時に支給対象外となった際の対応（１つ選択）			（９）（８）ウの内容	（１０）（１）①③でアを選択した場合，二重支給や支給漏れ防止のための望ましい対応
		ア．自治体の広報誌やＨＰに掲載	イ．就学時健康診断の際に案内を配布	ウ．域内の幼稚園や保育所で案内を配布	エ．域内の小中学校で案内を配布（兄弟姉妹がいる可能性があるため）	オ．民生委員やスクールソーシャルワーカー等からの案内の配布	カ．その他		ア．８月以前	イ．９月	ウ．１０月	エ．１１月	オ．１２月	カ．１月	キ．２月	ク．３月	ケ．４月初旬（入学式前） ※追加	ア．予算確保が困難	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかる。	ウ．認定回数が増えるなどの事務業務量が増加する。	エ．支給後の転居などにより，二重支給や支給漏れが発生する恐れがある。	オ．その他		ア．受給者に対し，支給額の返還を求める。	イ．返還は求めず，転居先の市町村に対して，支給済みである旨を連絡する。	ウ．その他（内容を７．（９）に記入してください。）		
30	30	3	3	4	1	0	6	6	0	0	0	0	0	1	5	16	0	0	0	0	4	0	0	6	13	3	3	22
新潟県	新潟市		○													○										○	・入学準備で必要な時期に支給したものであることから返還は求めていない。 ・転居先の市町村に対して，支給済みである旨の連絡は行っていない。	必要な時期の支給が望ましいことから，全ての市町村が入学前支給を実施し，入学後の支給を行わないこと。
新潟県	長岡市																											
新潟県	三条市															○									○			転出入市町村間での連絡を密にし、情報を把握すること。 ※上記の対応が望ましいが、漏れが発生する可能性がある。市町村間で取扱いが違うので、国や県で統一的な取扱いを示すことが望ましいと考える。
新潟県	柏崎市															○									○			・支給後の転出は、転出先市町村へ支給済みである旨の通知を行う。 ・また、学校や保護者にも転出等異動の情報を市町村へ連絡するよう周知する。 ※ただし、市町村により対応が異なるため、ある程度の取扱いを全国的に統一することが望ましいと考える。
新潟県	新発田市														○										○			転入先の市町村が、転出市町村に支給の有無を確認する。
新潟県	小千谷市		○												○									○				まだ、入学前支給後の転居等，入学時に支給対象外となった際の対応を行った事例はないが、転出入の事実が判明したら速やかに自治体間で連絡をとり、お互いの情報を把握することが望ましいと考える。
新潟県	加茂市																				○							
新潟県	十日町市						○	平成29年度（平成30年度入学者）には直接案内と申請書を送付						○												○	返還は求めず、申請者に送付の支給決定通知を転居先の市町村に提示し、支給済みである旨を伝えてもらう。	転入市町村が転出市町村に支給済みであるかの確認を行う。
新潟県	見附市																											
新潟県	村上市	○					○	入学通知に同封し配布							○										○			入学前支給の案内に留意事項として転居予定の方は申請を控えるよう記載しておく。
新潟県	燕市			○												○									○			・他市町村に転居することが予め分かっている場合は支給できない旨周知する。 ・市町村間で支給の有無について確認を取り合う。
新潟県	糸魚川市						○	入学通知に同封して配布								○									○			・入学前支給の案内に留意事項として転出予定の方は申請を控えるよう記載しておく。 ・申請後は、市町村間で確認して支給する。
新潟県	妙高市						○	就学時健康診断の案内送付時に同封。								○								○				市町村毎に取り扱いが異なっており、年度切り替えで人事異動があったり事務量が多かったりする時期に、事務が煩瑣になっていることから、県や国である程度の方法を決めることが望ましいと考える。
新潟県	五泉市															○									○			・新入生の申請者の徹底管理。 ・転出入に関しての各学校との綿密な連絡。
新潟県	上越市															○										○	・転出前に入学準備品を購入済みの場合、転出先教育委員会に支給済みを通知する。 ・転出前に入学準備品の購入がなかった場合、返還を求める。	支給前後に転出の有無を確認している。
新潟県	阿賀野市			○												○									○			転出先に文書等で確実に通知する
新潟県	佐渡市						○	入学予定者全員に案内、申請書を配布。								○								○				返還を求めても応じてもらえない可能性が高いので、返還は求めず、転居先の市町村に対して，支給済みである旨を連絡する方法で統一することが望ましいと考える。
新潟県	魚沼市															○									○			市町村間で支給済みの連絡を確実に行う
新潟県	南魚沼市						○	就学時健康診断の案内送付時に同封。								○									○			・支給処理を行う直前まで異動が無いか確認してから支給を行う。 ・また転入してきた新1年生は前市区町村で新入学学用品費の支給実績の有無を照会。
新潟県	胎内市	○	○												○										○			転出先市町村に文書等で支給の旨を通知する。
新潟県	聖籠町															○									○			転居先の市町村に対する通知を確実に行う。
新潟県	弥彦村																											
新潟県	田上町																					○						
新潟県	阿賀町			○											○									○				転入市町村が転出市町村に支給済みであるかの確認を行い対応する。
新潟県	出雲崎町																					○						
新潟県	湯沢町															○								○				特になし
新潟県	津南町	○		○	○											○								○				特になし
新潟県	刈羽村															○									○			・受給の有無について申請者へ確認するとともに転入前市町村へ確認する。 ・また、転出先市町村へ支給済みであることを書面で連絡する。

①都道府県	②市町村名	就学援助制度問い合わせ先（広報用）					7．新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護児童生徒）																		
		①部署名	②電話番号	③e-mail	④ウェブサイト	⑤その他（SNSなど）	（1）平成３０年７月時点の貴市区町村の実施状況について（各あてはまるもの１つに○）																		（2）（1）の補足 （小学校，中学校で内容が異なる場合は分けて記載）
							＜小学校＞①　実施・検討状況について				＜小学校＞② ①でアと回答…入学前支給を導入した時期 ①でイと回答…導入開始を検討（予定）している時期					＜中学校＞③　実施・検討状況について				＜中学校＞④ ③でアと回答…入学前支給を導入した時期 ③でイと回答…導入開始を検討（予定）している時期					
							ア．入学前支給を行っている。	イ．入学前支給を行っていないが，現在検討はしている。	ウ．入学前支給を行っておらず，現在検討もしていない。	エ．その他（内容を７．（２）に記入してください。）	ア．平成２８年度（平成２９年度新入学分）以前	イ．平成２９年度（平成３０年度新入学分）	ウ．平成３０年度（平成３１年度新入学分）	エ．平成３１年度（平成３２年度新入学分）以降	オ．未定	ア．入学前支給を行っている。	イ．入学前支給を行っていないが，現在検討はしている。	ウ．入学前支給を行っておらず，現在検討もしていない。	エ．その他（内容を７．（２）に記入してください。）	ア．平成２８年度（平成２９年度新入学分）以前	イ．平成２９年度（平成３０年度新入学分）	ウ．平成３０年度（平成３１年度新入学分）	エ．平成３１年度（平成３２年度新入学分）以降	オ．未定	
新潟県	関川村	教育委員会教育課学校教育班	0254-64-1491	gakkokyoiku@vill.sekikawa.lg.jp					○									○							
新潟県	粟島浦村	教育委員会	0254-55-2111	kyoiku@vill.awashimaura.lg.jp				○							○		○							○	

①都道府県	②市町村名	（３）①でアを選択した場合 小学校入学前の者に対する周知方法（あてはまるもの全てに○）						（４）カの内容	（５）（１）①③でアを選択した場合 支給した（する）時期（複数該当する場合は最も早い時期に○）									（６）（１）①③でウを選択した場合 入学前支給実施に向けての課題（複数可）					（７）（６）オの内容	（８）（１）①③でアを選択した場合，入学前支給後の転居等，入学時に支給対象外となった際の対応（１つ選択）			（９）（８）ウの内容	（１０）（１）①③でアを選択した場合，二重支給や支給漏れ防止のための望ましい対応
		ア．自治体の広報誌やＨＰに掲載	イ．就学時健康診断の際に案内を配布	ウ．域内の幼稚園や保育所で案内を配布	エ．域内の小中学校で案内を配布（兄弟姉妹がいる可能性があるため）	オ．民生委員やスクールソーシャルワーカー等からの案内の配布	カ．その他		ア．８月以前	イ．９月	ウ．１０月	エ．１１月	オ．１２月	カ．１月	キ．２月	ク．３月	ケ．４月初旬（入学式前） ※追加	ア．予算確保が困難	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかる。	ウ．認定回数が増えるなどの事務業務量が増加する。	エ．支給後の転居などにより，二重支給や支給漏れが発生する恐れがある。	オ．その他		ア．受給者に対し，支給額の返還を求める。	イ．返還は求めず，転居先の市町村に対して，支給済みである旨を連絡する。	ウ．その他（内容を７．（９）に記入してください。）		
新潟県	関川村																				○								
新潟県	粟島浦村																												